

# 北海道車いすテニス協会 会則 (2000年4月 静定)

## 第1章 総 則

(名 称)

この協会は、北海道車いすテニス協会（以下、協会）と称する。

(所在地)

この協会は、主たる事務所を会長自宅・事務所または会長が指定する処に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

この協会は、車いすテニスのスポーツとしての健全な普及と発展を目指し、障害者の社会参加と会員相互の交流を推進するために、地域に根ざした活動をもって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

選手の育成、発展を目的とした事業の開催

車いすテニスの普及

関係諸機関との交流及び調整

スポーツを通じて障害者の社会参加促進

その他、協会の目的を達成するために必要な事業。

## 資産及び会計

(資産の構成)

この協会の資産は次のとおりとする。

会費

事業に伴う収入

寄付金品

関係諸機関の助成金

現資産から生ずる利息

その他の収入

(資産の管理)

この協会の資産は理事長が管理し、現金は総会の議決を経て、普通預金とする等確実な方法により保管する。

(財産の処分の制限)

財産は、処分又は担保に供してはならない。ただし、この協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

この協会の事業遂行に要する経費は運用財産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

この協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会にて編成し、総会にて会員の承諾を得る。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は、理事会に委任するものとする。

### (収支決算)

この協会の収支決算は理事（会計）が作成し、財産目録、事業報告と共に、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて総会にて会員の承諾を得る。

2. この協会の収支決算に剰余金があるときは、総会の議決を経て、その一部若しくは全部を現財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

### (新たな義務の負担及び権利の放棄)

第11条 前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものの場合のほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### (特別会計)

第12条 この協会は理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2. 前項の管理及び処分の方法は理事会の議決を経て総会の承諾を得る。

### (会計年度)

第13条 この協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 役員及び事業の執行

### (役員)

第14条 この協会には次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、理事（会計、事務局など5名～10名）、監事1名又は2名。

ただし、副会長・副理事長については必要時に応じて任命することとし、不在であっても差し支えない。

### (役員を選任)

第15条 理事及び監事は総会において任命される。

2. 会長1名、副会長若干名、理事長を理事の互選により選任する。

### (理事の職務)

第16条 会長は、この協会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

理事は、理事会を組織し、この協会の業務を立案し、執行する。

監事はこの協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) この協会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、それを理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

### (役員任期)

- 第17条 この協会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  3. 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

### (役員解任)

- 第18条 役員は次の各号の一に該当するときは、理事現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。
- 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められたとき。
- 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
- 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

## 理事会

### (理事会)

- 第19条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、業務執行について審議する。
2. 理事会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
  3. 理事会の議長は理事長とする。理事長が欠席の場合は出席した理事の中から選出し、これにあたる。

### (議事録)

- 第20条 すべての会議には議事録を作成し、これを保存する。

## 会員及び会費

### (会員)

- 第21条 会員になろうとする者は、入会申込書を協会に提出し、会長の承認を得て入会したものとみなす。
- なお、会員はプレイヤーズ正会員とサポーターズ賛助会員の2種類とする。

### (会費)

- 第22条 この協会は会員に対して、会費の徴収をすることができる。
- 会費額については事業運営の状況により理事会にて立案し総会の決議を得なければならない。

### (退会)

- 第23条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
- 死亡または解散したとき。
2. 会員に対して、協会の名誉を毀損し、またはこの会則に反するような行為があったと認められたとき。

## 協会支部

### (協会支部)

第24条 この協会は各市町村に支部を置くことができる。

## 第8章 補 則

第25条 この会則は、理事会で立案し総会の過半数の同意を得なければ、変更することができない。

### (解 散)

第26条 この協会の解散については、総会の3分の2以上の同意を経なければならない。

### (残余財産の処分)

第27条 この協会の解散に伴う残余財産は、総会の3分の2の同意を経、この協会の目的に類似の団体に寄付するものとする。

### (旅費規程及び備品管理貸与規程)

第28条 この協会の旅費規程及び備品管理貸与規程に関しては、別に定める。

### 附 則

この会則は、2000年4月1日より実施する。

### 附 則

この会則は、2006年4月23日に改定する。

### 附 則

この会則は、2016年4月23日に改定する。